

# 龙溪先生

仙台中央法律事務所ニュース

(高橋樹石氏書)

発行  
仙台中央法律事務所  
F980-0803  
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号  
肴町ビル2階  
電話 (022)227-2291㈹  
FAX (022)227-2294  
<http://www.s-chuho.com/>



影／加藤久良

しかしその結果、利益を上げているのは企業たるJRのみであり、労働者は過密労働を強いられ、福知山線の事故など利用者の安全も失われている。ローカル線「切り捨て」は地方の荒廃に拍車をかけたのではなかつたか▼公共交通にせよ社会保障にせよ、コストを度外視しても維持せねばならない仕事をこそ、公が担うべきなのだ。非採算部門を切り捨てることは、結果として利用者たる我々自身の首を絞めることになる。「官から民へ」という「甘美な」スロー・ガンに騙されてはいけない。

新しい年が始まりました。今年も厳しい世相ですが、ともに乗り切つていきましょう▼今般、一連の年金記録問題を契機に社会保険庁が「解体」され、日本年金機構に移行する。溜飲を下げる人もあるようが、少し考えて欲しい。そこでは多くの労働者の雇用が失われ、あるいは労働条件が切り下げられているのだ。自分よりちょっと良い状態にある者をスケープゴートにすることは、支配の手段にはかならない。私たちは、真に利益を貪っているのは誰か見据えなければならぬ▼かつて八〇年代、国鉄に対する不ガティブキャンペーン

2010年1月20日 広瀬川一仙台中央法律事務所ニュース 第243号(4)

民営化問題

弁護士  
野呂圭

出た最高裁第一小法廷判決は、保育所を廃止する条例はその施行により保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対し直接当該保育所において保育を受けることを期待しうる法的地位を奪う結果を生じさせること、民事訴訟では当該児童・保護者と市町村との間でのみ判決の効力が生じるに過ぎず、市町村としては実際の対応に困難を来すことになるため処分の取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性があることを理由に、处分性の要件を認めました。

三 従って、仙台地裁判決の判断が誤りであることが明らかになりました。控訴審では一審で実現できなかつた証人尋問を再度申請し、仙台市の公立保育所廃止処分の違法性・不当性を訴えていきます。

裁判員裁判

情状と量刑判断

出た最高裁第一小法廷判決は、保育所を廃止する条例はその施行により保育所廃止の効果を発生させ、当該者という限られた特定の者らに対し直接当該保育所において保育を受けることを期待しうる法的地位を奪う結果を生じさせること、民事訴訟では当該児童・保護者と市町村との間でのみ判決の効力が生じるに過ぎず、市町村としては実際の対応に困難を来すことになるため処分の取消訴訟に第三者効が認められる取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性があることを理由に、处分性の要件を認めました。

三 従つて、仙台地裁判決の判断が誤りであることが明らかになりました。控訴審では一審で実現できなかつた証人尋問を再度申請し、仙台市の公立保育所廃止処分の違法性・不当性を訴えていきます。

参加の刑事裁判か二〇〇九年五月二一日以降に起訴された重大事件について開始され、仙台地裁第一号の三日間で実施されました。以下、裁判員裁判について若干述べます。

裁判員裁判では、通常、一日目の午前中に裁判員候補者を呼び出して選任手続きを行い、裁判員と数名の補充裁判員を選任します。そして、その日の午後から公判が始まり、争いのない事件であれば、三日目の午後には判決が宣告されます。無罪を争う否認事件は必ずしも多くなく、裁判員に選任されたとしても、ほとんどの事件では、専ら量刑の問題が中心になります。

いわゆる自白事件で弁護人は、被告人に有利な情状を主張することになりますが、裁判員裁判は情状主張の難しさについて再認識させるものです。

例えば、「反省」という情状があります。これまでの裁判官だけの裁判では、「反省」の弁を述べることは被告人にとって有利な情状です。過ちを後悔し、立ち直りの意欲を有している者は、そうでない者よりも生が期待できるはずだからです。

しかし、裁判員裁判では、裁判員によつては「反省することは当然だ」と殊更、被告人に有利な事情とは考

「罪を軽くするために言っているだけ」などと悪感情を持つてしまう裁判員もいるようです。裁判員裁判の対象となる殺人や強盗致傷といった重大犯罪は市民にとって縁遠いものです。マスコミによって日常的に犯罪は報道されますが、犯行の残酷性、被告人の非人間性について強調されたものとなりがちで、市民にとって重大な罪を犯した被告人は特異な存在に感じられるのかもしれません。

刑事弁護における情状の主張とは、被告人のために酌むべき事情を拾い集め、社会的には否定された被告人の人間性を、裁判の場で取り戻し、裁判員に伝えることと言えるかもしれません。被告人に対し同情を求めるることは困難なことですがあ、人として共感できる部分を裁判員に知ってもらうことは、被告人にとっても有益なことと思われます。

雄弁に反省の弁を述べることができる被告人は必ずしも多くなく、寡黙でうまく言葉にできないからと見て反省していないわけでもあります。裁判員によつては、過剰な期待と疑いをもつて被告人に接してしまふようですが、裁くにあたつては「人間の弱さ」にも目を向けて欲しいところです。

